

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年6月4日
学 事 課
大学教育振興担当

1 県内私立学校への対応状況

【学校の再開】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく施設の臨時休業の協力要請について、6月1日解除
- 私立小学校、中学校、高等学校のうち、中学校1校、高等学校1校を除き、学校再開（6月3日現在）
- 臨時休業中の学校においても、オンライン授業により対応（6月15日再開予定）

2 県内大学等への対応状況

(1) 来広する学生等に係る感染防止対策

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の一部改正を踏まえて、他の都道府県から来広する学生等に係る感染防止対策について、次のとおり依頼（5月29日）

《5都道県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から来広する学生》

- 5都道県の学生については、6月18日まで来広させない。
- 来広前の2週間、当該地域の自宅等で待機、外出を自粛させるとともに、健康観察及び行動履歴の記録を行わせ、大学等において、健康状態等に異常がないことを確認した上で、6月19日以降に来広・登校を許可

《京都府・大阪府・兵庫県から来広する学生》

- 来広後14日間、健康観察及び行動履歴の記録を行わせ、大学等で確認

※ 上記にかかわらず、他都道府県から来広する学生については、当該地域の最新の感染状況などに十分留意の上、リスクが高いと判断される場合には来広を控えさせるなど、適切に対応

【県内大学等における対応状況（6/3現在）】

- 対面授業の開始：6月1日再開6校、中旬・下旬2校、検討中15校、8月以降・後期5校

(2) 県立広島大学における対応状況

オンラインにより授業を実施中であり、前期期間中（5/7～8/12）は、原則、対面授業の実施を見送り